

東松山市広報紙有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東松山市広報紙有料広告掲載要綱（令和8年2月25日決裁）第2条に基づき、広報紙に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性又は宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 国、地方公共団体が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不相当であると認められるもの

附 則

この基準は、令和8年3月1日から施行する。